

施策・事務事業マネジメントシート【令和7年度】

1 施策の基本情報(Plan)

施策名	09 セーフティネットによる生活支援
目的	対象 生活困窮者，生活保護受給者
	意図 自立して生活を送ることができる 健康で文化的な生活を送ることができる
施策の方向	生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め，個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに，生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し，自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

【施策と関連するSDGsの目標（ゴール）】



2-1 施策全体の考察①（施策の目的，方向に対する考察）

施策の目的，方向に対する考察（Check・Action） エネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響により，高齢者世帯を中心に生活困窮の相談が増加傾向にある。生活困窮者に対しては，引き続き調布市社会福祉協議会に設置した相談窓口「調布市ライフサポート」と連携して，生活保護に至る前の段階での自立支援を図っていく。 生活保護受給者に対する就労支援については，ハローワークとの連携や民間事業者による就労支援事業を活用して，本人の意向や適性に応じた相談・支援を展開していく。 生活保護の支給に当たっては，真に保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するほか，能力に応じた自立の助長を促すとともに，収入や資産の調査を徹底し，不正受給の防止及び発見に努めるなど，適正な保護の実施を図った。また，電子レセプトを活用した重点的な点検指導等による医療扶助の適正化や健康管理に取り組む。
--

2-2 施策全体の考察②（まちづくり指標の推移／考察）

まちづくり指標	単位	基準値 (基準年度)	実績値		目標値 (目標年度)	指標の推移 (※)	考察
			(令和5年度)	(令和6年度)			
就労支援対象者のうち，就労・増収した者の割合	%	86.1 令和3年度	57.8	83.7	90.0 令和8年度	○	・引き続き就労支援員，就労支援委託事業所，及び庁内ハローワーク3者の相互連携による支援を実施。
就労支援事業等の参加者のうち，就労・増収した者の割合	%	33.9 令和3年度	32.4	34.4	50.0 令和8年度	○	・ケースワーカーや専門支援員によるきめ細かな就労支援を継続。

※ ◎：目標達成 ○：目標値を未達成（前年度より向上した） ▼：目標値を未達成（前年度より低下した） ⇒：目標値を未達成（前年度と同じ又は前年度数値未把握） -：数値未把握（調査未実施など）

3 施策を構成する基本計画事業等の取組実績／今後の方向

■09-1 生活困窮者の自立支援

No	基本計画事業名	令和6年度取組 実績(Check)	令和6年度の主要な取組説明(Do)	今後の方向	今後の取組の方向(Action)
40	生活困窮者自立支援事業	☒ 計画どおり ☐ 計画前倒し ☐ 計画遅れ	・ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」（社会福祉協議会へ委託）による生活困窮者に関する包括的な相談の実施（就労準備事業・家計改善支援事業の利用促進を一体的に実施） ・「住居確保給付金」制度の活用による自立の促進 ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」における生活困窮者世帯や生活保護世帯への学習支援・相談支援の実施 ・「調布市生活保護受給者等居宅移行支援事業」により，安定した住居確保のための手続等の支援を実施	☒ 現状継続 ☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 財政面改善 ☐ 参加と協働改善	・「調布ライフサポート」と連携して「相談支援事業」「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」等を一体的に実施

基本計画事業以外の主要な取組実績(Do)	今後の取組の方向(Action)
①物価高騰対策給付金の支給 ②多機関協働による包括的な支援体制の構築に向け，地域福祉コーディネーターをはじめ地域包括支援センター，地域支え合い推進員，民生委員，こころの健康支援センター等の関係機関と連携	①令和6年度住民税非課税等となる世帯への給付金の支給（令和7年3月～6月） ②引き続き地域の多様な主体と連携

■09-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

No	基本計画事業名	令和6年度取組実績(Check)	令和6年度の主要な取組説明(Do)	今後の方向	今後の取組の方向(Action)
41	自立支援事業の充実	☒ 計画どおり ☐ 計画前倒し ☐ 計画遅れ	・「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」の3点を柱とした適正な保護の実施 ・庁内ハローワークや民間職業紹介所の就職サポート事業を活用による被保護者の経済的な自立の促進 ・日常生活や地域社会において自立した生活が送れるよう、金銭管理支援事業・自立促進事業を実施 ・次世代育成支援として高校3年生までの通塾代や大学受験費用を助成	☒ 現状継続 ☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 財政面改善 ☐ 参加と協働改善	・引き続き、国が掲げる「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」の3点を柱に適正な保護を実施 ・ケースワーカーのきめ細かな指導による能力に応じた自立を支援

基本計画事業以外の主要な取組実績(Do)	今後の取組の方向(Action)

4 施策の推進、成果向上の視点（4つの視点）を踏まえた令和6年度の実績及び令和7年度以降の具体的な取組

デジタル技術の活用	共創のまちづくり
・医療扶助のオンライン資格確認の安定的運用【令和6年度】 ・生活保護システムの令和7年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備【令和6年度・7年度以降】	・ワンストップ型相談窓口による生活困窮者の自立を支援（調布ライフサポート）【令和6年度・7年度以降】 ・子ども生活部との連携による、調布子ども・若者総合支援事業「ここあ」における困難を抱える子ども・若者に対する学習・生活を支援【令和6年度・7年度以降】
脱炭素社会の実現	フェーズフリー
	・災害時（後）における生活困窮者への迅速な対応のためのケースワーカーの育成【令和6年度・7年度以降】 ・社会福祉協議会との連携体制の強化による災害時における円滑な対応の実現【令和6年度・7年度以降】

5 後期基本計画期間（令和9年度～令和12年度）における施策の方向整理に向けた検討

・国は、令和4年末に決定した令和5年度・6年度の臨時的・特例的な対応の措置から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7年度・8年度）の臨時的・特例的な措置を実施している。今後はその動向を注視しつつ、令和9年度以降の生活扶助基準の改定に対応する。 ・国は、生活困窮者への対応として、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を強化（①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等）している。こうした国の動きを踏まえ、引き続きライフサポートを中心として居住支援・就労支援・家計改善支援等を実施していく。
--